

念 書

年 月 日 (場 所) において
加 害 者 名 被 害 者 名
() の不法行為により () の被った
保 險 事 故 に つ い て 、 健 康 保 險 法 に よ る 保 險 給 付 を 受 け た 場 合 は 、 私 が 加 害
者 に 対 し て 有 す る 損 害 賠 償 請 求 権 を 健 康 保 險 法 第 5 7 条 の 規 定 に よ っ て
貴 組 合 が 給 付 の 価 額 の 限 度 に お い て 取 得 、 行 使 し 、 か つ 賠 償 金 を 受 領 す る
こ と に 異 議 の な い こ と を こ こ に 書 面 を も っ て 申 し 立 て ま す 。

な お 、 損 害 保 險 会 社 へ 医 療 費 等 の 請 求 を す る 際 、 病 名 ・ 医 療 費 の 額 等
が 明 記 さ れ て い る 診 療 報 酬 明 細 書 等 の 写 を 活 用 す る こ と に 同 意 し ま す 。

ま た 、 あ わ せ て 次 の 事 項 を 遵 守 す る こ と を 誓 約 し ま す 。

1. 加 害 者 と 示 談 を 行 お う と す る 場 合 は 必 ず 前 も っ て 貴 職 に そ の 内 容 を 申
し 出 る こ と 。
2. 加 害 者 に 白 紙 委 任 状 を 渡 さ な い こ と 。
3. 加 害 者 側 か ら 金 品 を 受 け た と き は 受 領 年 月 日 、 内 容 、 金 額 (評 価 額)
を も れ な く 、 か つ 遅 延 な く 貴 職 に 届 出 る こ と 。

年 月 日

〒
住 所

被 保 険 者 名 ㊞

被 扶 養 者 名 ㊞

〔 ※ 被 扶 養 者 が う け た 事 故 で あ る
と き は 連 名 で ご 記 入 下 さ い 。 〕

京 阪 グ ル ー プ 健 康 保 險 組 合 理 事 長 殿

誓 約 書

1. 事 故 発 生 日 年 月 日 午前 時 分頃
午後

2. 事 故 発 生 場 所

3. 当 事 者 甲 (加 害 者) 氏 名 _____

乙 (被 害 者) 氏 名 _____

4. 事 故 内 容 _____

上 の 事 故 に よ り 、 乙 の 被 っ た 傷 病 に つ い て 貴 健 康 保 險 組 合 が 同 人 に 給 付 す る 保 險 給 付 金 に
つ い て は 、 健 康 保 險 法 第 5 7 条 に 基 き 、 請 求 が あ れ ば す み や か に 返 済 す る こ と を 誓 い ま す 。

年 月 日

京 阪 グ ル ー プ 健 康 保 險 組 合 理 事 長 殿

支 払 人 住 所

(加 害 者) 氏 名 _____ ㊞

昭 ・ 平 年 月 日 生

連 帯 保 証 人 住 所

(加 害 者 側) 氏 名 _____ ㊞

昭 ・ 平 年 月 日 生

(加 害 者 が 業 務 中 の 事 故 で あ る と き の 連 帯 保 証 人 は 雇 用 主 に な り ま す)